## HP DIO目次に戻る DIOバックナンバー

## 視点

## 福祉国家への理念、政策を大いに語ろう - 局部的な利害論を乗り越え福祉政策の本質論議を -

No.18 1 2004年 3 月

勤労者の4人に3人は厚生年金制度に不信感。その理由は「将来の給付減」「頻繁な制度変更・不安定」「見通し不透明」。これは連合総研が昨年春に行った調査の結果であるが、こうした認識をさらに深めざるをえない改正案が今国会に提出された。改正案の特色の一つは、将来の保険料率の上限を設定しその範囲内の財源で給付する「保険料水準固定方式」の導入である。これは現行給付建てからの制度設計思想の歴史的転換ともいえるが、これまでの行政府・与党内のドタバタ論議に象徴されるごとく、政府案の確定に至る過程では、局部的な利害論ばかりが目立ち、制度転換に不可欠な本質論議は避けられきたといっても過言ではない。

例えば、保険料の上限については、行政当局が当初提起した20%が企業負担の軽減を 執拗に求める経済団体の主張に押され18.30%となり、その結果、2023年度からの新モ デル年金の所得代替率は、実質総所得ベースで50.2%、名目総所得ベースで40%強(推 計)、定期給与(標準報酬)ベースで53.3%になった。この水準は出生率や経済情勢が 政府見通しより悪化すればさらに低下する。改正案では実質総所得ベースで50%を下 回ることが確実になった場合は検討するとしているが、その方向は定かではない。所得 代替率が名目総所得の45%(定期的給与の55%強)に満たない公的年金は老後所得保 障の柱と見なさないというのが先進諸国の常識(例えばILO128号条約)であり、政府 は1973年以来の福祉国家的年金政策を放棄したと見るのが妥当であろう。

また、基礎年金国庫負担率の2分の1への引き上げは、国会の委員会付帯決議に盛り込まれ議会の一致した意思が示されてから10年、法定化されてから5年経過しているにも

かかわらず、5年間の段階的措置となり今回も事実上先送りされた。このことは、もちろん民主主義法治国家として許されない行政府の責任であるが、これまでの論議が、依然として曖昧にされている基礎年金の基本性格を明確化することなくもっぱら小手先の財源論に終始し、理念を伴った選択肢を国民に示せない政府・与党の「統治能力の限界」を指摘せざるをえない。さらに、短時間労働者への適用拡大は、業界団体等の強い反対意見に押され5年先送りされたが、この問題をめぐっても、福祉政策における普遍主義や社会的公正をどう考えるかという議論は、全く聞こえてこない。

年金制度にしても医療制度にしても、歴史的に形成されてきた制度にはそれぞれ利害が結びついており、制度改革においては、必ずと言って良いほどその利害関係に抵触する。これを避けて通ることはできないが、利害論を超え、国民の生活意識と社会経済の変動関係を踏まえて他制度を含む福祉・社会保障のあり方を論ずることは、「社会の質」を高める意味で重要である。特に年金制度は、国民の関心が高い国の主要政策の一つであり、その政策形成にあたっては、個別政策からあるべき社会を展望するとともに、あるべき社会を展望しつつ個別政策を論ずることが望まれる。こうした本質論議を欠き、「自己責任原則」論だけが強調されるような社会では、国民は生活防衛意識から「市場」に回帰せざるをえず、社会連帯に基盤をおく福祉・社会保障制度はますます不安定化を余儀なくされる。

ところで、あるべき社会=21世紀のナショナルゴールについて、連合と連合総研は、これまで度々提言してきた。例えば、連合は「21世紀超高齢社会への総合福祉ビジョン(89年)」、「21世紀宣言・21世紀連合ビジョン(01年)」、「21世紀社会保障ビジョン(02年)」等を、連合総研は「しあわせの未来形(94年)」、「福祉経済社会への選択(95年)」、「新福祉経済社会の構築(00年)」、「活力ある安心社会をめざして(01年)」等を発表してきた。

これらの提言では、これからの社会のあるべき姿として、誰でも人間としての尊厳と働くことに基本的価値が付与・尊重され良質なセーフティネットが張り巡らされた持続可能な福祉経済社会を提起し、福祉社会形成への理念・原則についても、各提言で表現の

仕方は一様ではないが「完全雇用」「普遍主義と豊かな選択」「社会的公正と機会平等」「分権と参加」「自立と社会連帯」等を示し、経済・雇用・福祉の好循環を確保する具体的な政策を提言している。

ただ残念なことに、こうした労働サイドの積極的提言にもかかわらず、政治の場では、もっぱら個別政策の有用性や効率性等をめぐる次元の議論に終始し、福祉経済社会の構築そのものをめぐる論議がほとんど展開されていない。この背景には、国家による福祉提供システムが市民的権利ないし国家目標として恒常的に制度化されている国々いわゆる福祉国家が、近年、「危機」に直面し揺らいでいるという事情がある(この原因については、DIONO.167の前島巌東海大学教授の寄稿文を参照)。しかし西欧福祉国家は、高い労働組合組織率を背景に政治・社会の「女性化」「雇用国家」政策を進める北欧各国、英・独のいわゆる「第三の道」や「新しい中道」、オランダの「ワセナール合意」を出発点にした「ワークフェア」戦略など、それぞれの事情に応じて社会システムの再構築に挑戦している。

こうした現代福祉国家の新しい挑戦についての評価は、もう少し時間をかけて丁寧に行われるべきと思うが、見落としてならないことは、これらの挑戦が、普遍主義の一部制限化など従来理念の手直しや社会保障の水準・基準の見直し等をもたらしているとしても、社会経済体制の将来像に関する議論を市場原理主義から福祉国家パラダイムの再構築に転換させようと意識した政治勢力によって主導されているという事実、また、グローバル化と失業増大への対応等をめぐる国を挙げての真剣な論議を経て生み出されてきたという事実である。

これからの社会についての理念・哲学、ビジョンがなければ、組織も国もバラバラになる。勤労者の望む福祉経済社会の理念、政策が大胆に語られ、福祉・社会保障改革では 局部的な利害論を乗り越えた本質論議が巻き起こされることを期待する。

HP DIO目次に戻る DIOバックナンバー